

庄川水記念公園及び庄川水記念公園施設  
指定管理者募集要項

(令和5年7月)

富 山 県 砺 波 市

## 庄川水記念公園及び庄川水記念公園施設指定管理者 募集要項

庄川水記念公園（以下「公園」という。）及び庄川水記念公園施設（以下「公園施設」という。）の指定管理者（管理運営を実施する団体）を募集する。

### 1 対象施設の概要

#### (1) 名称

- ア 庄川水記念公園
- イ 庄川特産館
- ウ 庄川ウッドプラザ
- エ 庄川ふれあいプラザ

#### (2) 所在地

- ア 砺波市庄川町金屋1100番地外
- イ 砺波市庄川町金屋1550番地
- ウ 砺波市庄川町金屋1058番地
- エ 砺波市庄川町金屋1092番地

#### (3) 施設概要

ア	構 造	都市公園ほか	
	敷地面積	58,366㎡	
	施設内容	(ア) 大噴水	1基
		(イ) お祭り広場	1箇所
		(ウ) 芝生広場	一帯
		(エ) 展望台	1箇所
		(オ) 壁泉	1箇所
		(カ) 親水広場・ひょうたん池	1箇所
		(キ) ちびっこ広場	1箇所
		(ク) 大水車	1基
		(ケ) 芝生公園	一帯
		(コ) 旧二万石用水	一帯
		(サ) 休憩所	1箇所
		(シ) 展望休憩場	1箇所
		(ス) 公衆トイレ	1箇所
		(セ) 駐車場	5箇所
		(ソ) 展示場	1箇所
		(タ) 遊歩道	一帯
		(チ) ウッドプラザ横駐車場アーケード	1箇所
		(ツ) 倉庫（公園用用具保管場所）	1箇所

	(テ) 照明等公園附帯施設	1 式
イ 構造	鉄筋コンクリート造 2 階建	
延床面積	1, 7 2 6 m <sup>2</sup>	
施設内容	1 階 小展示室、大展示室、情報コーナー等 2 階 会議室、伝習室、研究室等	
ウ 構造	木造シングル葺平屋建	
延床面積	6 3 0 m <sup>2</sup>	
施設内容	1 階 展示室、事務所等	
エ 構造	鉄筋コンクリート造平屋建	
延床面積	4 7 6 m <sup>2</sup>	
施設内容	1 階 イベントホール、会議室、展示スペース等	

その他詳細は、別紙「施設概要書（パンフレット）」、「施設及び設備の維持管理運営基準書」を参照のこと。

## 2 指定期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで（5 年間）

## 3 指定管理者の業務等の範囲

- (1) 砺波市都市公園条例（以下「都市公園条例」という。）第 5 条の 3 に規定する業務。
- (2) 庄川水記念公園施設条例（以下「公園施設条例」という。）第 4 条に規定する業務。
- (3) その他、別紙「庄川水記念公園及び庄川水記念公園施設指定管理者仕様書」に定めるとおり。

## 4 指定管理者の管理の基準

- (1) 休 館 日 公園施設条例第 6 条に規定するとおり。  
なお指定管理者が、市民サービスの向上、利用者の利便性の向上に有効と判断するときは、休館日を変更することができるものとする。
- (2) 開館時間 公園施設条例第 5 条に規定するとおり。  
なお、指定管理者が、市民サービスの向上、利用者の利便性の向上に有効と判断するときは、開館時間を変更することができるものとする。
- (3) 関係法令及び条例の規定を遵守すること。
- (4) 業務に関連して取得した利用者等の個人に関する情報の保護を徹底すること。

## 5 指定管理料

指定管理業務にかかる費用は、議決後に指令文により指定するとともに、その支払方法については、市と指定管理者との間で協定を締結する。この協定の管理業務に係る委託料は、各会計年度における砺波市の予算額以内となるため、申請時に提出のあった管理業務に係る提案価格を下回る場合がある。

## 6 利用料金制

指定管理者は、公園施設条例第 11 条に定める利用料を条例に定める範囲で、自らの責任において決定（砺波市の承認が必要）することができる。なお、施設管理から生ずる利用料等の収入（施設の利用料や商品の販売代金）は、指定管理者が施設を管理していくための管理経費に充てることとし、指定管理者の収入とすることができるものとする。

なお、指定管理者は、市長の承認を得て定める基準により、利用料金を減免し若しくは利用料金を還付することができるものとする。

但し、使用料金については、砺波市の納付書を使い、砺波市へ納付させることとし、使用に伴う減免の取り扱い等については、砺波市の業務とする。

## 7 応募資格

砺波市内に主たる事務所を有する法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、安定して管理を行うことができる物的能力及び人的能力を有する者。ただし、次の各号に該当する団体等（共同企業体の構成員が該当する場合を含む。）は、応募できない。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に該当する団体等
- (2) 砺波市から指定を取り消され、その取り消しの日から 1 年を経過しない団体等
- (3) 砺波市から指定の全部又は一部を停止され、停止期間満了の日から 6 カ月を経過しない団体等
- (4) 税（国税、県税及び市税）を滞納している団体等
- (5) 団体等の代表者が税を滞納している団体等
- (6) 手形又は銀行取引停止処分がなされ、又は支払い停止事由が発生し、これが改善しない団体等
- (7) 差押、仮差押又は仮処分がなされ、これが解消していない団体等
- (8) 破産、会社整理又は特別清算その他倒産等に関する法律の手續きについて申し立て（債権者が申し立てを行った場合を除く。次号において同じ。）がなされた団体等
- (9) 会社更生、民事再生の手續きについて申し立てがなされ、この手續が終了していない団体等
- (10) 当該公の施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から許認可等を取り消され、その取り消しの日から 1 年を経過しない団体等
- (11) 当該公の施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から許認可等の停止処分を受け、又はその停止期間満了の日から 3 カ月を経過しない団体等
- (12) 当該公の施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から指導を受け、その状況が改善しない団体等
- (13) 市議会議員、市長、副市長及び法第 180 条の 5 の規定により市に設置する委員会の委員又は委員が無限責任社員、取締役、執行役員若しくは監査役若しくはこれらに準ずる者又は支配人を兼ねる法人等（市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人、公共団体及び公共的団体を除く。）でないこと。

## 8 提出書類

- (1) 指定管理者指定申請書
- (2) 事業計画書
- (3) 管理運営費提案書
- (4) 収支計算書
- (5) 団体概要書
- (6) 定款、寄附行為その他これらに準ずるもの。
- (7) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- (8) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書その他の財務の状況を明らかにすることができる書類
- (9) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の業務の状況を明らかにすることができる書類
- (10) 申請の日の属する事業年度の計画及び損益の状況の見込み又は収支の見込みを明らかにした書類
- (11) 納税証明書（未納のないことの証明（国税（税目は法人税と消費税）・富山県民税・砺波市民税））
- (12) 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）
- (13) その他市長が必要と認める書類

提出部数：1部

## 9 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

- (1) 受付期間 令和5年8月1日（火）から8月18日（金）まで
- (2) 受付方法 FAX又は電子メールで提出すること。（様式は任意）

## 10 現地説明会の実施

現地説明会を希望される場合は、令和5年8月7日(月)午後5時15分までに、下記の申出先に連絡すること。

- (1) 申出先 砺波市役所商工農林部商工観光課 観光・ブランド推進係  
〒939-1398 砺波市栄町7番3号  
Tel0763-33-1111（内401） FAX0763-33-6854  
E-mail shoko@city.tonami.lg.jp

## 11 指定管理者候補の審査基準

- (1) 事業計画書の内容が、利用者の平等な利用が図られるものであること及びサービスの向上が図られること。
- (2) 事業計画書の内容が、利用者の利便性の向上及び公園の管理運営を安定して行う

ものであること。

- (3) 事業計画書の内容が、地場産業の振興及び地域経済の活性化に寄与するものであること。
- (4) 事業計画書の内容が、当該施設の適切な維持管理を図るものであること及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (5) 申請団体が、事業計画に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

## 12 指定管理者の指定及び協定等

### (1) 指定管理者の指定及び協定等

指定管理者の指定には、市議会の議決が必要なため、議決されれば指定管理者の指定となる。

### (2) 協定の締結

砺波市と指定管理者は、「庄川水記念公園及び庄川水記念公園施設指定管理者基本協定書」を締結する。

## 13 指定管理者の申請に係る留意事項

- (1) 指定管理者の申請に当たっては、条例及び同施行規則を承知のうえで申請すること。
- (2) 申請書類等に虚偽の記載があった場合には、失格とする。
- (3) 申請にかかる経費は、すべて申請者の負担とする。
- (4) 管理のために、新たに法人等を設立する場合には、その法人等を申請者とする。
- (5) 申請書類等は、返却しない。
- (6) 提出された書類は、必要に応じて複写する。(使用は、砺波市役所内及び砺波市指定管理者選定委員会での検討に限る。)
- (7) 提出された書類は、情報公開の請求により開示することがある。
- (8) 指定管理者が、協定の締結までに次の事項に該当するときは、その指定を取消し、協定を締結しないことがある。
  - ア 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき。
  - イ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

## 14 提出先

砺波市役所商工農林部商工観光課 観光・ブランド推進係  
〒939-1398 砺波市栄町7番3号  
TEL 0763-33-1111 (内線 401) FAX 0763-33-6854

15 提出期限

令和5年8月31日（木）午後5時15分

16 選考方法

申請書類に基づき、砺波市指定管理者選定委員会において選考する。

17 選考結果

後日、申請者に文書で通知する。